

# 伊勢崎市ごみ処理施設個別施設計画

令和2年1月

伊勢崎市

## 目次

第1章 計画策定の目的.....	1
第2章 計画期間、対象施設.....	1
1 計画期間.....	1
2 対象施設.....	1
第3章 現状と課題.....	2
1 現状.....	2
2 課題.....	3
第4章 対策の優先順位の考え方.....	4
第5章 個別施設の状態等.....	5
第6章 対策内容、実施時期、費用.....	9
第7章 今後の対応方針.....	12

## 第1章 計画策定の目的

地方公共団体においては、過去に整備された公共施設等が今後一斉に更新時期を迎えるのに対し、財政状況は厳しく、人口減少と高齢化の進行も相まって、長期的な視点から財政負担の軽減や平準化、施設の適正な配置等を進めていくことが求められています。

本市においても、昭和50年代から60年代にかけて、公共施設やインフラ資産を集中的に整備してきました。しかし、これらの多くは、建築後30年以上が経過し、老朽化が進んでおり、今後更新費用が増加することが予想されます。

こうしたなか、本市では平成28年8月に「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」を策定し、伊勢崎市が所有する施設の状況や、更新にかかる費用の推計、施設区分別の方針等を示していますが、施設毎の具体的な整備については、各個別施設計画に委ねられることになりました。

こうした経緯を受け、本計画は、ごみ処理施設（清掃リサイクルセンター21所管施設）について、今後の具体的な対応方針をとりまとめるとともに、更新費の縮減と市民サービスの確保の両立を図ることを目的に個別施設計画として策定するものです。

## 第2章 計画期間、対象施設

### 1 計画期間

本計画の計画期間は、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」との整合性をとる必要から、令和27年度までとし、以下の計画期間に区分します。

- ①短期：令和2年度（策定翌年度）から令和6年度（5年間）
- ②中期：令和7～11年度（5年間）
- ③長期：令和12～27年度（16年間）

### 2 対象施設

本計画で対象とする公共施設は、本市が所有するごみ処理施設（清掃リサイクルセンター21所管施設）のうち、規模の小さな建物（30㎡未満のもの）を除いた建物を対象とします。

## 第3章 現状と課題

### 1 現状

本市が所有するごみ処理施設は、関係施設も含め平成30年度末において、4施設14棟、総延床面積は25,108.55㎡となっています。このうち、本計画で対象とする施設は、小規模のもの（30㎡未満のもの）を除いた4施設13棟、25,082.10㎡です。

また、建築後の経過年数をみると、あずまストックヤードですが、車庫については、平成5年に建築され、建築後25年が経過しています。保管庫については、平成27年に建築され、建築後4年が経過しています。

あずま一般廃棄物最終処分場ですが、浸出水処理棟については、平成7年に建築され、建築後23年が経過しています。

境ストックヤードですが、保管庫については、平成26年に建築され、建築後5年が経過しています。車庫1については、平成2年に建築され、建築後29年を経過しています。

清掃リサイクルセンター21ですが、工場棟、計量棟、管理棟1及び管理棟2については、平成12年に建築され、建築後19年が経過しています。工場棟の焼却設備については平成26年度から28年度の3箇年に大規模改修工事を実施しています。車庫については昭和56年に建築され、建築後38年が経過しています。第3期最終処分場浸出水処理棟については、平成14年に建築され、建築後17年を経過しています。ストックヤードについては、平成23年に建築され、建築後8年が経過しています。第4期最終処分場浸出水処理棟については、平成31年に建築され、建築後の経過は0年です。

配置を見ると、名和地区のほか、東地区、境地区に配置されています。

## 2 課題

老朽化の進んでいる施設で大規模改修の実績がない建物や設備については、効果的な改修を行うことにより、長寿命化を進めて更新費用の縮減を図る必要があります。また、建物の改修や更新の際にはバリアフリーの推進やユニバーサルデザインの導入についても検討するとともに、民間活力の活用等についても検討し、効率的な施設運営や行政サービスの維持向上を図る必要があります。

地区	施設名	棟名称等	延床面積 (㎡)	建築年度	大規模改 修年度	経過 年数
東	あずまストック ヤード	車庫	106.56	平成5年度	-	25
		保管庫	250.00	平成26年度	-	4
	あずま一般廃棄 物最終処分場	浸出水処理棟	415.52	平成7年度	-	23
境	境ストックヤード	保管庫	250.00	平成25年度	-	5
		車庫1	104.92	平成元年度	-	29
		車庫2 (※)	26.45	平成元年度	-	29
名和	清掃リサイクル センター21	工場棟	19,412.22	平成11年度	平成26年度～ 平成28年度	19
		車庫	664.00	昭和55年度	-	38
		計量棟	161.20	平成11年度	-	19
		第3期最終処 分場浸出水処 理棟	484.08	平成13年度	-	17
		管理棟1	2,312.64	平成11年度	-	19
		管理棟2	56.00	平成11年度	-	19
		ストックヤード	200.00	平成22年度	-	8
		第4期最終処 分場浸出水処 理棟	664.96 m <sup>2</sup>	平成30年度	-	0

(※) 本計画対象外の建物

## 第4章 対策の優先順位の考え方

今後の施設の対策については、棟ごとの重要性（A～C）及び老朽化度（A～C）に基づき、優先順位を決めて実施することとします。

棟ごとの重要性については、設置の目的や用途、建物の状況、利用状況、コストの状況等により判断することとします。

老朽化度は経過年数を基本としますが、劣化・損傷の程度や耐震性等についても考慮して判断することとします。

### 重要性

- A…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続させる必要がある建物（棟）
- B…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続に向けて検討する必要がある建物（棟）
- C…施設の機能を実質的に確保するうえで、あまり必要ではない建物（棟）

### 老朽化度

- A…建築後または大規模改修後、30年未満の建物
- B…建築後または大規模改修後、30年以上60年未満の建物
- C…建築後または大規模改修後、60年以上の建物

建物の改修や建替えの際には、まず重要性を基本とすることとし、これに老朽化度を加えて総合的に判断することで優先順位を決めていきます。

具体的には重要性がAの建物は老朽化度が高い建物から優先的に対策を講じます。また、重要性がBの建物は老朽化度を考慮のうえ他との統合や複合化を含めて対策を検討します。重要性がCの建物は基本的に取壊しを前提としたうえで、対策を検討していきます。

## 第5章 個別施設の状態等

本章では、第3章の現状と課題を踏まえたうえでごみ処理施設（清掃リサイクルセンター21所管施設）について、施設ごとの状態を示します。

なお、表中の法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に基づいたものです。

### ・あずまストックヤード

車庫は、市民が利用する建物ではないため、重要性はCとなっています。また、建築後の経過年数が25年のため老朽化度はAとなっています。

保管庫は、市民が利用する建物ではないため、重要性はCとなっています。建築後の経過年数が4年のため、老朽化度はAとなっています。

施設名称	あずまストックヤード	
棟名称	車庫	保管庫
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造
延床面積	106.56 m <sup>2</sup>	250.00 m <sup>2</sup>
建築年月	平成5年8月	平成27年3月
経過年数	25年	4年
法定耐用年数	38年	31年
大規模改修年月	-	-
劣化・損傷	-	-
重要性	C	C
老朽化度	A	A

・あずま一般廃棄物最終処分場

浸出水処理棟は、最終処分場から発生する浸出水を処理し、公共用水域に排出する施設のため、重要性はAとなっています。また、建築後の経過年数が23年のため老朽化度はAとなっています。

施設名称	あずま一般廃棄物最終処分場
棟名称	浸出水処理棟
構造	鉄骨造
延床面積	415.52 m <sup>2</sup>
建築年月	平成7年10月
経過年数	23年
法定耐用年数	31年
大規模改修年月	-
劣化・損傷	-
重要性	A
老朽化度	A



・境ストックヤード

保管庫は、市民が利用する建物ではないため、重要性はCとなっています。建築後の経過年数が5年のため、老朽化度はAとなっています。

車庫1は、市民が利用する建物ではないため、重要性はCとなっています。また、建築後の経過年数が29年のため老朽化度はAとなっています。

施設名称	境ストックヤード		
棟名称	保管庫	車庫1	車庫2
構造	鉄骨造	鉄骨造	計画対象外
延床面積	250.00 m <sup>2</sup>	104.92 m <sup>2</sup>	
建築年月	平成26年3月	平成2年3月	
経過年数	5年	29年	
法定耐用年数	31年	31年	
大規模改修年月	-	-	
劣化・損傷	-	-	
重要性	C	C	
老朽化度	A	A	

・清掃リサイクルセンター21

工場棟は、一般廃棄物の適正な処理及び分別による再資源化するための施設であるため、重要性はAとなっています。また、建築後の経過年数が19年のため老朽化度はAとなっています。平成26年度から28年度の3箇年に焼却設備の大規模改修工事を実施しました。

車庫は、市民が利用する建物ではないため、重要性はCとなっています。また、建築後の経過年数が38年のため老朽化度はBとなっています。

計量棟は、持ち込まれた一般廃棄物の重量を計測する施設のため、重要性はAとなっています。また、建築後の経過年数が19年のため老朽化度はAとなっています。

第3期最終処分場浸出水処理棟は、最終処分場から発生する浸出水を処理し、公共用水域に排出する施設のため、重要性はAとなっています。また、建築後の経過年数が17年のため老朽化度はAとなっています。

管理棟1は、清掃リサイクルセンター21全体を管理する施設のため、重要性はAとなっています。また、建築後の経過年数が19年のため老朽化度はAとなっています。

管理棟2は、管理棟と工場とを結ぶ渡り廊下となっており、重要性はAとなっていま

す。また、建築後の経過年数が19年のため老朽化度はAとなっています。

ストックヤードは、市民が利用する建物ではないため、重要性はCとなっています。また、建築後の経過年数が8年のため老朽化度はAとなっています。

第4期最終処分場浸出水処理棟は、最終処分場から発生する浸出水を処理し、公共用水域に排出する施設のため、重要性はAとなっています。また、建築後の経過年数が0年のため老朽化度はAとなっています。

施設名称	清掃リサイクルセンター21			
棟名称	工場棟	車庫	計量棟	第3期最終処分場 浸出水処理棟
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
延床面積	19,412.22 m <sup>2</sup>	664 m <sup>2</sup>	161.2 m <sup>2</sup>	484.08 m <sup>2</sup>
建築年月	平成12年3月	昭和56年3月	平成12年3月	平成14年3月
経過年数	19年	38年	19年	17年
法定耐用年数	38年	31年	38年	31年
大規模改修年月	平成26年度～平成28年度	-	-	-
劣化・損傷	-	-	-	-
重要性	A	C	A	A
老朽化度	A	B	A	A

施設名称	清掃リサイクルセンター21			
棟名称	管理棟1	管理棟2	ストックヤード	第4期最終処分場 浸出水処理棟
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
延床面積	2,312.64 m <sup>2</sup>	56 m <sup>2</sup>	200 m <sup>2</sup>	664.96 m <sup>2</sup>
建築年月	平成12年3月	平成12年3月	平成23年3月	平成31年3月
経過年数	19年	19年	8年	0年
法定耐用年数	50年	50年	38年	31年
大規模改修年月	-	-	-	-
劣化・損傷	-	-	-	-
重要性	A	A	C	A
老朽化度	A	A	A	A

## 第6章 対策内容、実施時期、費用

本章では、第4章や第5章での内容を踏まえたうえで、今後の建物の対策内容や実施時期、及び対策費用について棟ごとに示します。また、対策内容については以下のとおりとします。

更新の考え方	
大規模改修	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、大規模改修の必要がある場合に採用します。
取壊し	現在ある施設の運営を継続する必要がない場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、用途変更や譲渡・売却、貸付ができない場合に採用します。

### 【あずまストックヤード】

車庫及び保管庫は、当面は現状のまま維持し、将来的には取壊しの検討を行います。

棟名称	建築年月	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (百万円)
					短期 (R2～R6) 対策費用 (百万円)	中期 (R7～R11) 対策費用 (百万円)	長期 (R12～R27) 対策費用 (百万円)		
車庫	平成5年 8月	106.56	C	A			取壊し	0	-
保管庫	平成27年 3月	250	C	A			取壊し	0	-

### 【あずま一般廃棄物最終処分場】

浸出水処理棟は、平成7年10月に建設し、建設後23年経過しており、最終処分場から発生する浸出水を処理し、公共用水域に排出する施設として必要ですので、当面は現状のまま維持します。

棟名称	建築年月	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (百万円)
					短期 (R2～R6) 対策費用 (百万円)	中期 (R7～R11) 対策費用 (百万円)	長期 (R12～R27) 対策費用 (百万円)		
浸出水 処理棟	平成7年 10月	415.52	A	A				415.52	-

### 【境ストックヤード】

保管庫及び車庫 1 は、当面は現状のまま維持し、将来的には取壊しの検討を行います。

棟名称	建築年月	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (百万円)
					短期 (R2～R6) 対策費用 (百万円)	中期 (R7～R11) 対策費用 (百万円)	長期 (R12～R27) 対策費用 (百万円)		
保管庫	平成 26 年 3 月	250	C	A			取壊し	0	-
車庫 1	平成 2 年 3 月	104.92	C	A			取壊し	0	-

### 【清掃リサイクルセンター 2 1】

工場棟は、平成 1 2 年 3 月に建設し、建設後 1 9 年経過しています。平成 2 6 年度から 2 8 年度の 3 箇年に大規模改修工事を実施し、焼却施設の基幹的設備改良工事として既設機械設備の更新改良・補修を行いました。工場棟建屋及び焼却設備以外の設備については大規模改修は未実施です。焼却設備以外の設備については建設後 2 1 年経過する令和 3 年度以降に大規模改修を検討します。工場棟建屋については建設後 2 1 年経過する令和 3 年以降に大規模改修を検討します。

車庫は、昭和 5 6 年 3 月に建設し、建設後 3 8 年経過しており、将来的には取壊しの検討を行います。

計量棟は、平成 1 2 年 3 月に建設し、建設後 1 9 年経過していますが、当面は現状のまま維持します。

第 3 期最終処分場浸出水処理棟は、平成 1 4 年 3 月に建設し、建設後 1 7 年経過しており、最終処分場から発生する浸出水を処理し、公共用水域に排出する施設として必要ですので、当面は現状のまま維持します。

管理棟 1・2 は、平成 1 2 年 3 月に建設し、建設後 1 9 年経過しており、建設後 2 1 年経過する令和 3 年以降に工場棟と一体での大規模改修を検討します。

ストックヤードは、平成 2 3 年 3 月に建設し、建設後 8 年経過しており、当面は現状のまま維持し、将来的には取壊しの検討を行います。

第 4 期最終処分場浸出水処理棟は、平成 3 1 年 3 月に建設し、建設後の経過年数は 0 年のため対策なしとします。

棟名称	建築年月	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (百万円)
					短期 (R2~R6) 対策費用 (百万円)	中期 (R7~R11) 対策費用 (百万円)	長期 (R12~R27) 対策費用 (百万円)		
工場棟	平成 12 年 3 月	19,412.22	A	A	大規模改修 1,453	大規模改修 811		19,412.22	2,264
車庫	昭和 56 年 3 月	664	C	B			取壊し	0	-
計量棟	平成 12 年 3 月	161.2	A	A				161.2	-
第 3 期最 終処分場 浸出水処 理棟	平成 14 年 3 月	484.08	A	A				484.08	-
管理棟 1	平成 12 年 3 月	2,312.64	A	A	(工場棟と一体整備)	(工場棟と一体整備)		2,312.64	-
管理棟 2	平成 12 年 3 月	56	A	A	(工場棟と一体整備)	(工場棟と一体整備)		56	-
スタッパー ト	平成 23 年 3 月	200	C	A			取壊し	0	-
第 4 期最 終処分場 浸出水処 理棟	平成 31 年 3 月	664.96	A	A				664.96	-

※大規模改修費用は業者見積によります。

※取壊しの場合、取壊し費用は計上していません。

## 第7章 今後の対応方針

「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現の基本的な取り組みとして「総量の適正化」「長寿命化の推進」「効率的な管理・有効活用」を設定した上で、個別具体的な取り組みを進めることとしています。

本計画では、令和27年度までの計画的な施設整備を示していますが、これを確実に実行していくためには、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」の用途別及び地区別の基本的な方針に基づき、かつ今後の本市の財政動向や社会環境の変化を見据え、次の更新費縮減の実施項目に取り組み、公共施設の安定的な管理運営を推進していくこととします。

- ・今後の需要見込みを踏まえ、重要性が低い建物については、統廃合に取り組み、施設の需要と立地のマッチングを図ります。
- ・大規模改修の際には機能的な耐用年数の延長を可能にする改修内容を織り込むとともに、当該施設の需要の変化に対応し、施設の陳腐化を回避します。
- ・建替え、大規模改修にあたっては新工法などの導入に積極的に取り組み、工事費の縮減を図ります。
- ・ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、バリアフリーの推進やユニバーサルデザインの導入についても検討するとともに、民間活力の活用についても検討し、効率的な施設運営や行政サービスの維持向上を図ります。

本計画に基づく個々の施設の更新等にあたっては、「伊勢崎市総合計画」との整合性を確保していくとともに、本計画で定めた内容についても必要に応じて適宜見直していくこととします。



伊勢崎市ごみ処理施設個別施設計画  
令和2年1月策定

本計画策定課

環境部環境政策課

電話：0270-27-2732（ダイヤルイン）

清掃リサイクルセンター21

電話：0270-32-3166（ダイヤルイン）